

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年五月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十六日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 田 中 久 義

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 朝霞蕨線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
朝霞市膝折町五丁目四八九番七 地先から同市膝折町五丁目四八 九番三地先まで	朝霞市膝折町五丁目四八九番七 地先から同市膝折町五丁目四八 九番三地先まで	区 間
七・二八〇 一・二・二〇	七・二八〇 七・八一	敷地の幅員 (メートル)
四・〇三		延 長 (メートル)
		備 考